

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目次
◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員)の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「七年以内」を「十五年以内」に改め、同項第一号中「一万円」を「二万円」に改める。

第十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「利用し、

且つ、「を」利用して」に、「交通機関等を利用しないで」を「交通機関等を利用しないで」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同項第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同項に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

第十条第二項を次のように改める。

2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の一箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一(その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額)

二 前項第二号に掲げる職員 六百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあっては、七百円)

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車

等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一（その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円）を二千四百円に加算した額）、第一号に掲げる額又は前号に掲げる額

第十條第三項を削り、同條第四項中「前三項に規定するものの外」を「前二項に規定するもののほか」に、「改訂」を「改定」に改め、同項を同條第三項とする。

第十一條の二第二項を次のように改める。

- 2 寒冷地手当の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。
 - 一 支給地域の区分に応じ、基準日において職員が受けるべき給料の月額と同日におけるその者の扶養親族の数に応じて第八條第三項の規定の例により算出した額との合計額（同條の規定が適用されない職員にあつては、同日における給料の月額）に、次に掲げる割合を乗じて得た額
 - 一級地 百分の十
 - 二級地 百分の十八
 - 三級地 百分の二十五
 - 二 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
一級地	六、七〇〇円	四、四七〇円	二、二三〇円
二級地	一一、三九〇円	七、五九〇円	三、八〇〇円
三級地	一六、七五〇円	一一、一七〇円	五、五八〇円

第十二條の二第五号中「一月以内」を「二箇月以内」に、「勤勉手当をそれぞれ」を「期末手当をそれぞれ」に改める。

第十六條の二第一項中「宿直勤務が土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行なわれる場合にあつては、七百六十五円」を「人事委員会規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿日直勤務にあつては、千円」に、「人事委員会の意見を聴き知事が定める」を「人事委員会規則で定める」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行なわれる宿直勤務にあつては、その額は、七百六十五円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務を主として行なう宿直勤務にあつては、千五百円）をこえない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。

第十六條の四第一項中「期末手当は」の下に「、三月一日」を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、同條第二項中「合計額に」の下に「、三月に支給する場合には百分の五十」を加え、「百分の百十」を「百分の九十」に、「百分の二百二十」を「百分の百九十」に、

「基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間」を「基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分」に、「次の各号に掲げる割合」を「次の表に定める割合」に改め、各号を削り、同項に次の表を加える。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十二月一日である場合	
三箇月	六箇月	百分の百
二箇月十五日以上三箇月未満	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
一箇月十五日以上二箇月十五日未満	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
一箇月十五日未満	三箇月未満	百分の三十

第十六条の五第一項中「三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に應ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる基準日の区分に應ずる割合」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十」に改め、各号を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	69,600	—	—	—	30,500	26,300	19,100
2	73,200	60,600	49,500	39,000	32,300	27,600	20,000
3	76,800	63,400	52,100	41,400	34,100	29,000	21,000
4	80,400	66,200	54,700	43,800	36,200	30,500	22,000
5	84,000	69,100	57,300	46,200	38,300	32,100	23,000
6	87,700	72,000	60,000	48,700	40,500	33,700	24,100
7	91,400	74,900	62,700	51,200	42,700	35,500	25,200
8	95,100	77,800	65,400	53,800	44,900	37,300	26,300
9	98,800	80,700	68,100	56,400	47,100	39,100	27,400
10	102,300	83,600	70,800	59,000	49,300	40,900	28,500
11	105,600	86,200	73,400	61,600	51,500	42,700	29,600
12	108,600	88,800	76,000	63,900	53,700	44,500	30,700
13	110,700	91,400	78,400	66,100	55,900	46,300	31,800
14	112,800	94,000	80,800	67,900	57,900	47,300	32,900
15	114,900	96,000	83,000	69,400	59,900	48,300	33,800
16		98,000	85,200	70,600	61,100		34,600
17			87,100	71,700	62,200		35,400
18			89,000	72,800	63,200		
19				73,900	64,200		
20					65,200		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	29,000	25,300	22,600
2	67,000	56,300	40,500	31,000	26,400	23,500
3	69,900	58,900	42,900	33,100	27,500	24,400
4	72,800	61,600	45,300	35,300	29,000	25,300
5	75,700	64,300	47,800	37,500	30,900	26,400
6	78,600	67,000	50,300	39,700	33,000	27,500
7	81,500	69,700	52,900	41,900	35,100	29,000
8	84,400	72,400	55,500	44,100	37,200	30,800
9	87,300	75,100	58,100	46,300	39,300	32,800
10	90,200	77,800	60,700	48,500	41,400	34,800
11	92,800	80,400	63,300	50,700	43,500	36,900
12	95,400	83,000	65,900	52,900	45,600	39,000
13	98,000	85,400	68,500	55,100	47,700	41,100
14	100,600	87,800	70,800	57,300	49,800	43,200
15	102,600	90,000	73,000	59,500	51,900	45,300
16	104,600	92,200	74,700	61,700	54,000	47,400
17	106,600	94,100	76,200	63,900	56,100	49,500
18		96,000	77,700	66,100	58,200	51,600
19		97,900	78,800	67,600	60,300	53,700
20		99,800	79,900	69,100	62,400	55,800
21		101,700	81,000	70,200	64,500	57,900
22			82,100	71,300	66,000	60,000
23			83,200	72,400	67,500	61,500
24				73,400	68,600	63,000
25				74,400	69,700	64,100
26				75,400	70,700	65,200
27					71,700	66,300
28					72,700	67,300
29						68,300
30						69,300
31						70,300

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表 (一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	27,600	21,000
2	58,900	29,300	22,000
3	61,400	30,800	23,000
4	63,900	32,400	24,100
5	66,400	34,100	25,400
6	69,200	35,900	26,800
7	72,100	37,700	28,200
8	75,000	39,800	29,600
9	77,900	42,000	31,000
10	80,800	44,200	32,500
11	83,700	46,600	34,300
12	86,600	49,000	36,100
13	89,500	51,400	38,200
14	92,400	53,800	40,300
15	95,300	56,200	42,400
16	98,200	58,600	44,500
17	101,100	61,000	46,600
18	103,600	63,500	48,700
19	106,100	66,000	50,800
20	108,600	68,500	52,700
21	111,100	71,000	54,600
22	113,200	73,400	56,500
23	115,300	75,700	58,400
24	117,400	78,000	59,900
25	119,500	80,300	61,400
26	121,600	82,600	62,500
27		84,900	63,600
28		87,000	64,700
29		89,100	65,800
30		91,000	66,900
31		92,900	67,900
32		94,800	68,900
33		96,500	69,900
34		98,200	70,900
35		99,500	71,900
36		100,800	
37		102,100	
38		103,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (㊦)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	— ^円	24,100 ^円	21,000 ^円
2	48,200	25,900	22,000
3	50,600	27,600	23,000
4	53,000	29,300	24,100
5	55,400	30,700	25,400
6	57,800	32,200	26,800
7	60,200	33,800	28,200
8	62,600	35,500	29,600
9	65,100	37,200	31,000
10	67,600	39,200	32,400
11	70,100	41,300	33,900
12	72,500	43,500	35,400
13	74,800	45,800	37,100
14	77,100	48,100	38,800
15	79,400	50,400	40,500
16	81,700	52,700	42,200
17	84,000	55,000	43,900
18	86,100	57,200	45,600
19	88,200	59,400	47,100
20	90,200	61,600	48,600
21	92,200	63,800	49,600
22	94,100	66,000	50,600
23	95,800	67,800	51,600
24	97,500	69,400	52,600
25	98,800	71,000	
26	100,100	72,600	
27	101,400	74,100	
28	102,700	75,600	
29	104,000	77,000	
30		78,400	
31		79,800	
32		81,200	
33		82,600	
34		84,000	
35		85,200	
36		86,400	
37		87,600	
38		88,800	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	— ^円	— ^円	26,800 ^円	23,000 ^円
2	64,600	42,300	28,300	24,200
3	67,600	45,100	30,000	25,400
4	70,600	47,900	31,900	26,600
5	74,000	50,700	34,000	28,000
6	77,400	53,500	36,300	29,500
7	80,900	56,300	38,600	31,100
8	84,400	59,100	41,100	33,000
9	88,600	61,700	43,600	34,900
10	92,800	64,300	46,100	37,100
11	97,000	66,900	48,600	39,300
12	101,400	69,500	51,100	41,600
13	105,800	72,100	53,600	43,900
14	110,200	74,700	56,100	46,200
15	114,600	77,200	58,600	48,500
16	119,000	79,600	61,000	50,700
17	123,200	81,800	63,400	52,800
18	127,400	84,000	65,700	54,900
19	131,300	86,200	68,000	57,000
20	134,700	88,000	69,700	58,700
21	137,600	89,800	71,400	60,200
22	140,500	91,600	72,900	61,700
23	143,400	93,200	74,400	62,900
24	145,700	94,800	75,800	64,100
25	148,000	96,400	77,200	65,100
26		98,000	78,600	66,100
27		99,600	80,000	
28		101,200		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表 (→)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	91,500 ^円	66,200 ^円	— ^円	34,800 ^円
2	95,200	69,800	55,800	37,400
3	98,900	73,400	59,200	40,000
4	102,600	77,000	62,600	42,800
5	106,300	80,600	66,000	45,900
6	110,000	84,200	69,400	49,000
7	113,700	87,800	72,700	52,100
8	117,200	91,400	76,000	55,200
9	120,700	95,000	79,300	58,300
10	124,200	98,600	82,500	61,400
11	127,700	102,200	85,700	64,300
12	130,900	105,400	88,500	66,600
13	134,100	108,600	91,300	68,900
14	137,300	111,600	94,000	71,200
15	140,300	114,600	96,000	73,500
16	143,300	116,600	98,000	75,800
17	146,300	118,600	99,600	78,000
18	148,600	120,600	101,200	80,200
19	150,900	122,600	102,800	82,100
20		124,600	104,400	84,000
21			106,000	85,400
22			107,600	86,800
23				88,200

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表 (ロ)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	51,800 ^円	34,600 ^円	26,300 ^円	23,000 ^円	20,000 ^円
2	54,600	36,900	27,600	24,100	21,000
3	57,400	39,200	29,000	25,200	22,000
4	60,300	41,600	30,500	26,300	23,000
5	63,200	44,000	32,300	27,600	24,100
6	66,100	46,400	34,100	29,000	25,200
7	69,000	48,800	36,200	30,500	26,300
8	71,700	51,300	38,300	32,100	27,400
9	74,400	53,900	40,500	33,700	28,400
10	77,100	56,500	42,700	35,500	29,200
11	79,400	59,100	44,900	37,300	30,000
12	81,700	61,700	47,100	39,100	30,700
13	83,800	64,000	49,300	40,900	31,400
14	85,900	66,200	51,500	42,700	
15	87,700	68,000	53,600	44,500	
16	89,500	69,700	55,700	46,300	
17	91,100	70,900	57,700	47,300	
18	92,700	72,100	59,700	48,300	
19		73,300	60,900	49,100	
20		74,500	62,000	49,900	
21			62,900		
22			63,800		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (㊦)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	43,700 円	34,200 円	24,400 円	20,600 円
2	46,100	36,300	25,600	21,800
3	48,500	38,600	26,900	23,000
4	50,900	40,900	28,200	24,200
5	53,200	43,200	29,500	25,400
6	55,500	45,400	30,900	26,700
7	57,800	47,600	32,400	28,000
8	60,100	49,800	34,000	29,300
9	62,400	52,000	35,700	30,700
10	64,700	54,200	37,400	32,100
11	66,900	56,300	39,200	33,600
12	69,100	58,400	41,000	35,200
13	70,900	60,500	42,800	36,800
14	72,700	62,200	44,600	38,400
15	74,400	63,600	46,300	40,000
16	76,100	65,000	47,700	41,300
17	77,800	66,300	49,100	42,600
18	79,200	67,400	50,400	43,600
19	80,600	68,500	51,700	44,600
20	82,000	69,600	53,000	45,600
21	83,300	70,600	54,000	46,600
22	84,600	71,600	55,000	47,600
23	85,900	72,600	56,000	
24	87,000		57,000	
25	88,100		58,000	
26	89,200			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六中「八頭郡 若桜町」を「八頭郡 若桜町 佐治村 智頭町」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「暫定手当の月額」の下に「(同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事委員会規則で定めるこれに相当する額)」を加える。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十二年十月鳥取県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十四項とし、附則第十六項を附則第十五項とし、附則第十七項を附則第十六項とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改め、同項中「改正後の条例」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年二月鳥取県条例第二号)第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例」に改め、「昭和四十三年四月一日以降における」を削り、「同日」を「昭和四十三年七月一日」に、「以下「三級地支給額」という」を「同日における当該暫定手当の月額の定めがない場合にあつては、人事委員会規則で定めるこれに相当する額とし、以下「三級地支給額」という」に、「昭和四十三年三

月三十一日」を「昭和四十三年六月三十日」に、「昭和四十三年四月一日、」を「昭和四十三年七月一日、」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一号中「利用し、かつ、その運賃又は料金」を「利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)」に、「交通機関等を利用しないで」を「交通機関等を利用しないで」に改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同条第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「職員を除く」を「もの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同条に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

第十一条中「期末手当は」の下に「、三月一日」を加え、「一月以内」を「一箇月以内」に改める。

第十二条中「、三月一日」を削り、「次の各号に掲げる区分に応ずる」を「基準日以前六箇月以内の」に、「一月以内」を「一箇月以内」に改め、各号を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第六条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「利用し、かつ、その運賃又は料金」を「利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)」に、「交通機関等を利用しないを」を「交通機関等を利用しないに改め、「であるもの」の下に「及び第三号に掲げる職員」を加え、同条第二号中「前号の規定に該当する職員及び」を「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて」に、「二キロメートル未満である職員を除く」を「片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く」に改め、同条に次の一号を加える。

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。)

第十三条中「期末手当は」の下に、「三月一日」を加え、「一月以内に退職し、又は死亡した職員」を「一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)」に改める。

第十四条中「三月一日」及び「在職期間並びに」を削り、「一月以内に退職し、又は死亡した職員」を「一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(企業管理規程で定める職員を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中職員の給与に関する条例第十二条の第二五号、第十六条の四第一項及び第二項並びに第十六条の五の改正規定、第五条中現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十一条及び第十二条の改正規定並びに第六条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第十三条及び第十四条の改正規定は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)、第十条の規定、第五条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の三の規定及び第六条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の条例第七条の三第一項及び別表第一から別表第五までの規定並びに第二条から第四条までに規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定は同年七月一日から、改正後の条例第十一条の二第二項及び別表第六の規定は同年八月三十一日から、改正後の条例第十六条の二第一項の規定は昭和四十四年一月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。)(の前日においてその者の属する職務の等級が公安職給料表の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、特一等級又は一等級とする。

(特定の号給の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が特一等級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表に定める号給とし、前項の規定により切替日における職務の等級が一等級となる職員の切替日における号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。

5 切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職給料表(白)の三等級である職員の切替日における号給は、旧号給の号数に一を加えて得た号数の号給とする。

6 前二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員に就任して、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

7 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定めらる。

(切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等)

8 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定によ

る当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

9 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(寒冷地手当に関する経過措置)

11 改正後の条例の規定の適用をうける職員で、同条例第十一条の第二項の規定により算出するものとした場合における額(以下「基準額」という。)が、基準日(同条第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和四十二年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける場合その他人事委員会が定める場合にあつては、その定める額)に千百円を加算した額に、改正前の条例第十一条の第二項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本

額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の条例第十二条の第二項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の額とする。

12 昭和四十三年八月三十一日から人事委員会が定める日までの間の日を支給日とする寒冷手当については、基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の条例第十二条の第二項の規定により算出するものとした場合における額(以下「定率額」という。)に達しないこととなるときは、改正後の条例第十二条の第二項の規定にかかわらず、定率額をもつて同項の額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、基準額をこえ、かつ、定率額に達しないこととなるときは、改正後の条例第十二条の第二項及び前項の規定にかかわらず、定率額をもつて同条例同条同項の額とする。

(給与の内払)
13 改正前の条例の規定に基づいて切替日(通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日)からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(人事委員会規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表

公安職給料表の特1等級となる
職員の号給の切替表

旧 号 給	切替日における 号 給
2号給から6号給まで	2 号 給
7 号 給	3 号 給
8 号 給	4 号 給
9 号 給	5 号 給
10 号 給	6 号 給
11 号 給	7 号 給
12 号 給	8 号 給
13 号 給	9 号 給
14 号 給	10 号 給
15 号 給	11 号 給
16 号 給	12 号 給
17 号 給	13 号 給
18 号 給	14 号 給
19 号 給	14 号 給
20 号 給	15 号 給